

令和 7 年 1 月 29 日

福祉部指導検査担当課

介護事業所に対する監査結果の公表について

練馬区は、不正請求および著しい運営基準違反の疑いがあった指定介護サービス事業所に対し、介護保険法（以下「法」という。）に基づく監査を実施したところ、介護報酬の不正請求等が行われたことを確認しました。

なお、同法人は、令和 7 年 1 月に各事業所を廃止したため、行政処分の対象とはなりません。介護事業は多くの方が利用する公益性の高い事業であり、利用者の適切な介護サービス事業所の選択に資する情報を提供する必要性が高いことから、該当の法人名等を公表します。

1 法人名称および所在地

名称 株式会社たんぼぼ 代表取締役 保坂 美由紀

所在地 東京都練馬区土支田 1 - 31 - 11 山八マンション A 棟 106

2 不正請求等が確認された事業所名等

事業所名 居宅介護支援事業所 えびす

所在地 東京都練馬区土支田 1 - 31 - 11 山八マンション A 棟 101 b

サービス種別 指定居宅介護支援

事業所名 デイサービス ほてい

所在地 東京都練馬区土支田 1 - 31 - 11 山八マンション A 棟 106

サービス種別 指定地域密着型通所介護および第 1 号通所事業

3 監査実施期間

令和 6 年 5 月 9 日から令和 6 年 12 月 6 日まで

4 監査で確認された主な不正内容

居宅介護支援事業所 えびす

ア 運営基準違反

（法第 83 条の 2 第 1 項第 2 号による勧告要件に該当）

- ・アセスメントの実施、サービス担当者会議の実施および記録、居宅サービス計画原案の作成、居宅サービス計画の同意および交付、モニタリングの実施および記録が行われていない。（運営基準に基づいた居宅介護支援業務が行われていない。）
- ・介護給付費にかかる毎月の居宅サービス計画の実施状況の把握および各サービス事

業所のサービス提供の実績の確認が不十分である。

イ 不正請求

(法第84条第1項第6号による指定取消し等要件に該当)

- ・ 居宅介護サービス計画費について、運営基準減算に該当していた認識があったにもかかわらず、減算を行わずに、不正に請求し、受領した。
- ・ 運営基準減算に該当していた期間について、特定事業所加算()の要件を満たしていないにもかかわらず、不正に請求し、受領した。
- ・ 居宅サービスの提供が行われておらず、実際の居宅サービスの提供とは異なる内容の居宅サービス計画を作成し、居宅介護サービス計画費を不正に請求し、受領した。

ウ 聞き取り拒否

(法第84条第1項第8号による指定取消し等要件に該当)

- ・ 法人代表は、監査における事業所の従業者に対する聞き取り調査を求められても、これに応じなかった。

エ 不正・不当な行為

(法第84条第1項第11号による指定取消し等要件に該当)

- ・ 居宅介護支援事業所において、同法人が運営する地域密着型通所介護事業所の介護給付費の不正請求をほう助していた。

デイサービス ほてい

ア 運営基準違反

(法第78条の9第1項第3号、法第115条の45の8第1項による勧告要件に該当)

- ・ 地域密着型通所介護計画に基づいた介護サービスの提供が行われていなかった。
- ・ 実際にはサービスの提供をしていない利用者について、虚偽の提供記録を作成した。
- ・ 介護サービスの提供に際し、利用者が負担すべき額(自己負担額)を減額または免除して、その支払いを適正に受けていなかった。

イ 不正請求

(法第78条の10第1項第8号、法第115条の45の9第2号による指定取消し等要件に該当)

- ・ 地域密着型通所介護事業所におけるサービス提供の実態がない者に対して、地域密着型通所介護を提供していたとする虚偽のサービス提供記録を作成し、介護給付費を不正に請求し、受領した。

ウ 虚偽報告

(法第78条の10第1項第9号、法第115条の45の9第3号による指定取消し等要件に該当)

- ・ 実際に利用者から支払いを受けていない利用料(自己負担分)について、虚偽の領収証(控)を作成し、監査時に虚偽の報告をした。

エ 虚偽答弁・聞き取り拒否

(法第78条の10第1項第10号、法第115条の45の9第4号による指定取消し等要件に該当)

- ・ 法人代表および地域密着型通所介護事業所管理者は、サービス提供の実態がないにもかかわらず、金額を付け増して請求したことはない旨の虚偽の答弁を行った。
- ・ 法人代表は、利用者が負担すべき額（自己負担分）の減額、免除をしたことがあるにもかかわらず、減額や免除をしたことがない旨の虚偽の答弁を行った。
- ・ 法人代表は、監査における事業所の従業者に対する聞き取り調査を求められても、これに応じなかった。

5 不正受領額 約 2,820 万円

【内訳】

居宅介護支援事業所えびす	約 2,700 万円
デイサービス ほてい	約 120 万円

6 その他

同法人は、監査実施期間中に廃止届を提出したため、同法人の代表者は、廃止の届出日から5年間、居宅介護支援事業所および地域密着型サービス事業所の指定を受けられない者に該当します。（法第78条の2第6項第2号の2および法第79条第2項第6号の2）

なお、同法人が運営していた、指定訪問看護事業所においても不正請求が確認されています。指定訪問看護事業所の不正請求等については、別途、指定権者である東京都が令和6年12月27日付けで指定取消処分とし、令和6年12月25日に公表しています。

対象事業所が不正に受領していた介護報酬については、法人に対し、金額を確定し次第、不正受領額の40%の加算金を含めて返還を求めます。（法第22条第3項）

【問合せ先】

練馬区福祉部指導検査担当課介護サービス検査係 電話 03 - 5984 1646

関係法令

介護保険法（平成9年法律第123号）

(不正利得の徴収等)

第二十二條

3 市町村は、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者(以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項又は第六十一条の三第四項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第七十八條の二

6 市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービスに係る指定の申請にあっては、第一号の二、第一号の三、第三号の二及び第三号の四から第五号までを除く。)のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしないことができる。

二の二 申請者が、第七十八條の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第七十八條の十の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第七十八條の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第七十八條の八の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

(勧告、命令等)

第七十八條の九 市町村長は、指定地域密着型サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

三 第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をしていない場合
当該指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすること。

(指定の取消し等)

第七十八条の十 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

八 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

九 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第七十八条の七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(指定居宅介護支援事業者の指定)

第七十九条

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十六条第一項の指定をしてはならない。

六の二 申請者が、第八十三条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第八十四条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

(勧告、命令等)

第八十三条の二 市町村長は、指定居宅介護支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

二 第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていない場合 当該指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすること。

(指定の取消し等)

第八十四条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅介護支援事業者に係る第四十六条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

六 居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。

八 指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第八十三条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(勧告、命令等)

第百十五条の四十五の八 市町村長は、指定事業者が、第百十五条の四十五第一項第一号イから二まで又は第百十五条の四十五の五第二項の厚生労働省令で定める基準に従って第一号事業を行っていないと認めるときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、これらの厚生労働省令で定める基準に従って第一号事業を行うことを勧告することができる。

(指定事業者の指定の取消し等)

第百十五条の四十五の九 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定事業者に係る指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

二 第一号事業支給費の請求に関し不正があったとき。

三 指定事業者が、第百十五条の四十五の七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 指定事業者又は当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者が、第百十五条の四十五の七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。